

令和6年6月4日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
高 井 康 之
(公印省略)

「介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院（対診）について」の
一部改正について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会より、標記について通知がありました。本通知は、令和6年度診療報酬改定において、特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）の一部が改正されたことに伴い、「介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院（対診）について」（平成12年3月31日付け老企第59号厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知）の一部が改正されることをお知らせするものです。

改正の内容としましては、介護老人保健施設での薬剤の費用が医療保険からの給付となっている血友病治療薬の対象範囲が見直されております。

ついては、貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知賜りますよう、お願い申し上げます。

(添付資料)

○介護保険最新情報 Vol. 1265

「介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院（対診）について」の一部改正について(令6.5.31 老老発 0531 第1号 厚生労働省老健局老人保健課長通知)

<担当> 大阪府医師会地域医療2課(西井・吉田・竹村)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737